

# 岩見沢市議会議員及び岩見沢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、公費負担の限度額を同令に準じて引き上げる。

## 第2 改正の内容

岩見沢市議会議員及び岩見沢市長の選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額を、国政選挙に係る限度額に準じて引き上げる。

（第5条の4、第8条関係）

### ○選挙運動費用の公費負担限度額

		現行	改正後
自動車の使用	タクシーの使用料金	1台のみ1日につき 64,500円	据え置き
	自動車の借入代	1台のみ1日につき 16,100円	据え置き
	自動車の燃料代	自動車の借入日数1日につき 7,700円	据え置き
	自動車の運転手の雇用費用	1人のみ1日につき 12,500円	据え置き
ビラの作成費用		1枚につき 7円73銭	1枚につき 8円38銭
ポスターの作成費用		単価 (541円31銭×掲示場数 + 316,250円) ÷掲示場数 ··· 1円未満切上げ 枚数 掲示場数 × 1.2 ··· 端数切捨て	単価 (586円88銭×掲示場数 + 316,250円) ÷掲示場数 ··· 1円未満切上げ 枚数 掲示場数 × 1.2 ··· 端数切捨て

### 第3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (2) 改正後の条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 岩見沢市条例第20号

岩見沢市議会議員及び岩見沢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 22 日

岩見沢市長 松野 哲

### 岩見沢市議会議員及び岩見沢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市議会議員及び岩見沢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例（平成8年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条の4中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第8条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### （適用区分）

2 この条例による改正後の岩見沢市議会議員及び岩見沢市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される岩見沢市議会議員及び岩見沢市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された当該選挙については、なお従前の例による。